



発行 新潟県

第7号

平成31年1月25日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 59 身体障害者福祉法による医師の指定辞退（障害福祉課）
- 60 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 61 肥料の登録の有効期間更新（農産園芸課）
- 62 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 63 土地改良事業変更計画の適当決定（農地計画課）
- 64 土地改良区の合併認可（農地計画課）
- 65 基本測量の終了通知（監理課）
- 66 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 67 土地収用法による事業の認定（用地・土地利用課）
- 68 堤防と道路との兼用工作物の管理方法の変更協議成立（河川管理課）

公 告

林業種苗生産事業者講習会の開催について（治山課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

選挙管理委員会告示

- 8 政治資金規正法による政治団体の届出（選挙管理委員会）
- 9 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 10 政治資金規正法による政治団体の解散の届出（選挙管理委員会）
- 11 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨（期限後提出分）（選挙管理委員会）
- 12 政治資金規正法による資金管理団体の届出（選挙管理委員会）
- 13 政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消し等の届出（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第59号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

平成31年1月25日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所在地	辞退 年月日
山崎 英俊	内科	山崎医院	上越市西本町4-4-12	H25. 4. 30
山崎 英彦	内科	山崎医院	上越市西本町4-4-12	H30. 12. 21

◎新潟県告示第60号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成31年 1月25日

新潟県知事 花 角 英 世

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
自立訓練（生活訓練）	協働作業所かがやき	阿賀野市寺社甲3848番地212	社会福祉法人かがやき福祉会	平成31年1月1日
就労定着支援	自立就労センターいずみ	五泉市中川新5545-1	社会福祉法人中東福祉会	平成31年1月1日
就労定着支援	杉の子工房	三条市西本成寺1-28-31	社会福祉法人県央福祉会	平成31年1月1日
就労定着支援	障がい者就労支援センターWITH	上越市五智二丁目526-3	社会福祉法人上越あたご福祉会	平成31年1月1日

◎新潟県告示第61号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新した。

平成31年 1月25日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	新潟県生第405号
肥料の種類	肉骨粉
肥料の名称	チキンミール
保証成分量	窒素全量 9.0パーセント りん酸全量 5.0パーセント
生産者の名称及び住所	新潟県化製興業株式会社 新潟県長岡市大沼新田599番地
有効期間	平成19年2月26日から平成37年2月25日

◎新潟県告示第62号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新潟市の亀田郷土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨の届出があった。

平成31年 1月25日

新潟県新潟地域振興局長

1 就 任

監事	新潟市江南区下早通1丁目2番15号	小林 信行
〃	〃 東区松崎1丁目15番31号	小島 敏夫
〃	〃 中央区上近江1丁目1番7号	小林 耕四郎

就任年月日 平成31年 1月11日

2 退 任

監事	新潟市中央区女池西2丁目3番17号	渡辺 昭雄
〃	〃 江南区下早通1丁目2番15号	小林 信行
〃	〃 東区松崎1丁目15番31号	小島 敏夫

退任年月日 平成31年 1月10日

◎新潟県告示第63号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、平成31年 1月28日から平成31年 2月25日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年1月25日

新潟県上越地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
上越市 大潟あさひ土地改良区	大吐川	農業用排水施設整備 (農山漁村活性化プロジェクト支援交付金「基盤整備促進」)事業	変更	土地改良事業 変更計画書の 写し 定款の写し	上越市役所 及び吉川区 総合事務所	第48条

1 異議の申出について

この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適当決定があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(異議の申出をした場合には(2))の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第64号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第72条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の合併を認可した。

平成31年1月25日

新潟県知事 花角 英世

1 定款を変更して合併後存続する土地改良区の所在及び名称

新発田市乙次281番地2

豊浦郷土地改良区

2 合併により解散する土地改良区の所在及び名称

新発田市則清623番地

佐々木土地改良区

3 認可年月日

平成31年1月25日

◎新潟県告示第65号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年1月25日

新潟県知事 花角 英世

1 作業種類 基本測量(河川事業に伴う水準測量)

2 作業期間 平成30年7月26日から平成30年12月28日まで

3 作業地域 新潟市北区、新潟市東区、新潟市中央区、新潟市秋葉区、新潟市西区、上越市、阿賀野市

◎新潟県告示第66号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成31年 1月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 処分をした年月日 平成30年12月17日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社新明電気
八木 正彦
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区山二ツ 4-7-5
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26) 第41797号
- 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成30年12月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成30年12月26日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
トウヨウ株式会社
水澤 隆彦
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市大島本町 5-111-15
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-27) 第28048号
 - 5 処分の内容 機械器具設置工事業、電気通信工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年12月 5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成30年12月14日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社アキハ
五十嵐 貴光
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市秋葉区程島1962-3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27) 第44770号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業、舗装工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年12月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成30年12月13日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社のぞみテック
杉山 哲也
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区東出来島10-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28) 第43879号
 - 5 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年12月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成30年12月11日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社土田工業所
土田 重人
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市浦瀬町154
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第17022号
 - 5 処分の内容 建築工事業、左官工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年12月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成30年12月3日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
東新環境保全株式会社
中津留 敏彦
 - 3 主たる営業所の所在地
柏崎市両田尻162-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第38560号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年12月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第67号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。
平成31年1月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 起業者の名称
学校法人北越高等学校
- 2 事業の種類
北越高等学校第2グラウンド整備事業及びこれに伴う農業用排水路付替工事
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
新潟市江南区太右エ門新田字一分田地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号の要件への適合性
北越高等学校第2グラウンド整備事業及びこれに伴う農業用排水路付替工事(以下「本件事業」という。)のうち、北越高等学校第2グラウンド整備事業(以下「本体事業」という。)は、法第3条第21号に掲げる学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校のための施設を整備するものである。また、本体事業の施行により遮断される農業用排水路の従来の機能を維持するための付替工事(以下「関連事業」という。)は、法第3条第5号に該当する。
したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、平成30年9月の理事会において、本件事業についての了承を得ている。また、必要な財源については、自己資金のほか借入金及び補助金により賄うこととしているが、融資又は補助を受けられない場合は自己資金を充当することを確約していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

起業者が経営する北越高等学校では、教育方針の一つである「部活動、特別活動を充実させ、健全な身体と進取の気性を養う」のもと、一般学級に加え「アスリートクラス」を設置し、学習と部活動の両立を目指しているが、近年、グラウンドで活動する屋外種目（野球部、男女サッカー部、ラグビー部及び男女ソフトテニス部）の運動部員が増加傾向にある。そのため、既存グラウンドの規模では各部の練習スペースが手狭となっており、十分な練習量が確保できないだけでなく、生徒同士の衝突事故や逸れたボールの直撃による負傷が懸念されている。また、防球ネットを越えた打球による車両や近隣家屋の破損も発生しており、打球による人的被害や騒音等への苦情が心配されている。これらの問題を解決するにはグラウンドを拡張する必要があるが、既存グラウンドの周辺は市街化されており、拡張する余地がないことから、起業地において新たに第2グラウンドの整備を実施するものである。

本件事業の実施により、各部とも必要な練習場所を確保でき、練習環境の改善や、生徒同士の衝突事故等の発生リスクの軽減が期待できる。また、スポーツを通じた青少年の健全な育成により寄与することから、公益に大きく資するものである。

本件事業の実施による周辺環境への影響として、施設外部への飛球及び砂埃の飛散等が懸念されるが、適切な高さの防球ネットを施設外周に設置するとともに、防砂ネットや散水等による飛砂防止対策に努めることとしている。また、夜間照明施設について、周辺農地の作物の生育に影響を与えないよう、適切な照度設定を行うほか、グラウンド整備による雨水流出量増加に対応するため、地下に貯留施設を整備し、流出量を現況よりも抑制することとしていることから、環境への影響は小さいものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件起業地は、文化財保護に関しては埋蔵文化財包蔵地ではないため支障がないことを起業者が市の担当課に確認しており、鳥獣の保護に関しては鳥獣保護区に該当しないため、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、学校からの移動距離や経済的条件などから2箇所を選定して比較検討した結果、周辺に商業施設等の大規模施設がなく、交通渋滞の発生が少ないことから生徒の移動や練習試合開催時に影響が少ないこと、起業地の近隣を運行する路線バスの路線数が比較的多く公共交通の利便性が高いこと、及び周囲が農地であり住宅地から離れているため、騒音等による苦情発生リスクが低いことから、本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

また、関連事業は、本体事業の施行により機能が阻害される農業用排水路について、従来の機能を維持するために必要最小限の範囲として管理者と協議したものであり、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

部活動中の生徒同士の衝突や、防球ネットを越えた打球による外部への被害発生のリスクを軽減する必要があることや、北越高等学校の同窓会長、PTA会長及び後援会長から第2グラウンドの早期整備について要望が出されていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

- 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
新潟市江南区役所建設課まちづくり整備グループ

◎新潟県告示第68号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法（平成23年8月19日新潟県告示第1107号）について次のとおり変更協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県長岡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成31年1月25日

新潟県長岡地域振興局長

- 1 河川の名称
一級河川信濃川水系堺川
- 2 河川管理施設の名称または種類
堺川左岸堤防
- 3 変更に係る河川管理施設の位置
長岡市宝地町字浦田337番2地先から長岡市宝地町字浦田807番4地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所
名称 道路管理者 長岡市長 磯田 達伸
住所 長岡市大手通1丁目4番地10
- 5 管理の内容
(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間
平成30年3月30日から道路の存続する日まで

公 告

林業種苗生産事業者講習会の開催について（公告）

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、平成30年度の林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成31年1月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 講習会の日時
平成31年2月19日（火） 午前10時から午後5時まで
- 2 講習会の場所
新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁行政庁舎 506会議室
- 3 講習会の対象者
新潟県内に住所を有し、林業種苗生産事業を行おうとする者、並びにその生産事業に従事している者及び従事しようとする者
- 4 受講手続
新潟県林業種苗法施行細則（昭和45年新潟県規則第117号）に定める受講申込書に受講手数料（新潟県収入証紙14,000円）を添付し、住所地を所管する県地域振興局農林（水産）振興部及び新潟地域振興局津川地区振興事務所の林業振興課に平成31年2月12日（火）までに提出すること。

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、超音波画像診断装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成31年 1月25日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

超音波画像診断装置 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年 3月29日(金)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成31年 2月 4日(月) 午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター 3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、バイオハザード対策用キャビネットの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成31年1月25日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

バイオハザード対策用キャビネット 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年3月29日(金)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成31年2月4日(月)午前10時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、温度管理システムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成31年 1月25日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

温度管理システム 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年 3月29日（金）

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成31年2月4日(月)午前11時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成31年1月25日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 政党の支部

(イ) 法19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
立憲民主党新潟県第5区総支部	本多智奈美	佐藤伸広	新潟県長岡市新保5丁目4-2	○	30.12.20

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
青木太一郎後援会	宮田兼好	平野キイ	新潟県新潟市西区木場1676-1	30.12.28
青木太一郎を支援する会	青木太一郎	平野キイ	新潟県新潟市西区木場1676-1	30.12.28
神林克彦後援会	神林克彦	森山芳彦	新潟県長岡市岩野1649	30.12.14
こやま大志後援会	大島博	藤巻優樹	新潟県十日町市錦町1丁目8-1	30.12.28
多田みつてる後援会	北村公	高橋一成	新潟県長岡市谷内2-5-4	30.12.12
平沢さとし後援会	宮川洋一	細貝直明	新潟県小千谷市大字桜町5044番地	30.12.18
山本みゆき後援会	山本美幸	山本卓也	新潟県新潟市江南区横越上町2-2-4	30.12.26

◎新潟県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成31年 1月25日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
新潟県政治報道連盟	三國隆榮	会計責任者の氏名	森山民夫	黒川文子	30.12.26
新潟県ビルメンテナンス政治連盟	小池完治	代表者の氏名 会計責任者の氏名	小池完治 鈴木英介	鈴木英介 山田茂孝	30.05.25
はなずみ英世後援会	福田勝之	政治団体の名称	はなずみ英世後援会	はなずみ英世後援会設立準備会	30.12.26
悠愛	池田菜穂子	主たる事務所の所在地 代表者の氏名 会計責任者の氏名	新潟県柏崎市剣野町7-10 池田菜穂子 安野茜	新潟県柏崎市荒浜3丁目13番95号 木下菜穂子 上森希望	30.12.14

◎新潟県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成31年 1月25日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 政治団体の名称

ア . その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
青木太一郎後援会	宮田兼好	29.12.31
青木太一郎を支援する会	青木太一郎	29.12.31
藤田明美後援会	藤田明美	30.12.28

(2) 収支報告書の要旨

ア . その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(単位 円)

青木太一郎後援会

報告年月日 30.12.21

1 収入総額	0
2 支出総額	0

青木太一郎を支援する会

報告年月日 30.12.21

1 収入総額	0
2 支出総額	0

藤田明美後援会

報告年月日 30.12.28

1 収入総額	270,000
本年收入額	270,000
2 支出総額	270,000
3 本年收入の内訳	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	270,000
懇親会	270,000
4 支出の内訳	
政治活動費	270,000
機関紙誌の発行その他の事業費	270,000
その他の事業費	270,000

◎新潟県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成31年1月25日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

平成28年分

(単位 円)

[資金管理団体]

青木太一郎を支援する会

資金管理団体の届出をした者の氏名

青木太一郎

資金管理団体の届出に係る公職の種類

県議会議員

報告年月日 30.12.21

1 収入総額	0
--------	---

2 支出総額 0

[その他の政治団体]

青木太一郎後援会

報告年月日 30.12.21

1 収入総額 0

2 支出総額 0

平成29年分

(単位 円)

[資金管理団体]

宇野こうや後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

宇野耕哉

資金管理団体の届出に係る公職の種類

指定都市議会議員

報告年月日 30.12.26

1 収入総額 162,597

前年繰越額 152,597

本年收入額 10,000

2 支出総額 159,977

3 本年收入の内訳

寄附 10,000

政治団体分 10,000

4 支出の内訳

経常経費 159,977

備品・消耗品費 159,977

5 寄附の内訳

[政治団体分]

年間5万円以下のもの 10,000

[その他の政治団体]

悠愛

報告年月日 30.12.14

1 収入総額 109,120

前年繰越額 9,120

本年收入額 100,000

2 支出総額 0

3 本年收入の内訳

寄附 100,000

個人分 100,000

4 寄附の内訳

[個人分]

上森茜 100,000 柏崎市

◎新潟県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成31年1月25日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
-----------------------	-------	-----------	------------	-------

青木太郎	県議会議員	青木太郎を支援する会	新潟県新潟市西区木場1676-1	30.12.25
山本美幸	県議会議員	山本みゆき後援会	新潟県新潟市江南区横越上町2-2-4	30.12.26

◎新潟県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消し等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成31年1月25日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
青木太郎	青木太郎を支援する会	29.12.31